

改正

令和2年3月30日鋸南町告示第25号

令和3年11月1日鋸南町告示第83号

令和4年4月1日鋸南町告示第95号

令和5年3月31日鋸南町告示第37号

令和6年4月1日鋸南町告示第79号

令和7年3月31日鋸南町告示第29号

鋸南町U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本町への移住・定住の促進及び中小企業等における人材不足の解消のため、東京圏から本町に移住し、就業又は起業等をした者に対し、千葉県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業と連携し、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、鋸南町補助金等交付規則（昭和51年鋸南町規則第5号）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、東京都、神奈川県及び千葉県をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する東京都の特別区の区域をいう。
- (3) マッチングサイト 千葉県地域しごとマッチング支援事業により開設されたインターネットサイトをいう。
- (4) 起業支援金 公益財団法人千葉県産業振興センターが地域課題解決型起業支援事業により交付する補助金をいう。
- (5) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。

(6) 転入 本町へ住居を移し、かつ、本町の住民基本台帳に登録されている者となることをいう。

(7) 転出 本町から住居を移し、又は、本町の住民基本台帳に登録されていない者となることをいう。

(対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者は、申請時において次の第1号の要件に該当し、かつ、第2号、第3号又は第5号の要件に該当し、2人以上の世帯の申請の場合にあっては、それらに加え、第6号の要件に該当する者とする。

(1) 次のア、イ及びウのいずれにも該当すること。

ア 次に掲げる移住元に関する要件のいずれかに該当すること。ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ア) 転入の直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 転入の直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は埼玉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入の3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

イ 次に掲げる移住先に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 移住支援金の申請時において、転入後3箇月以上1年以内であること。

(イ) 移住支援金の申請日から5年以上継続して町に居住する意思を有していること。

ウ 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）でないこと。

(イ) 次のいずれかに該当する行為（b又はcに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）でないこと。

a 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は損害加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下この条

において「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

b 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又これらに準ずる行為

c 千葉県及び町の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(ウ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(エ) 日本人であること、又は外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれか-in留資格を有すること。

(オ) 申請者及び申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、過去に移住支援金の支給を受けていなこと。

(カ) 市区町村民税等を滞納していなこと。

(キ) その他町長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 次に掲げる就職に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が移住支援金の対象企業としてマッチングサイトに掲載されている求人であること。

ウ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること。

オ イの求人への応募日が移住支援金の対象企業としてマッチングサイトに掲載された日以後であること。

カ 当該法人に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 千葉県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は千葉県先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であつて、次のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在籍していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) 移住支援金の申請日まで1年以内に、起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 過去に本町に居住の実態があり、かつ、本町の住民基本台帳に1年以上登録されていた者（関係人口）であって、次の要件のいずれかに該当すること。

ア 認定新規就農者になった者

イ 漁業協同組合員になった者

ウ 家業を承継した者

エ 町内に勤務先を有する企業に就業した者

(6) 次に掲げる世帯に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元で同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時に同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月5日以後転入をしたこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時に転入後3箇月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも第1号ウの(ア)から(ウ)まで並びに(オ)及び(カ)の全てに該当すること。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円、単身世帯の申請の場合にあつては60万円とする。

2 前項の2人以上の世帯の申請の場合であつて、申請の属する年度の4月1日時点における年齢が18歳未満の世帯員（当該申請者及びその配偶者を除く。以下同じ。）が申請者と同時に転入したときは、前項に規定する移住支援金に100万円を加算して得た額を交付するものとする。

3 前項の加算は、令和5年5月1日以後に転入した者に限り交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、U I Jターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添え、当該年度の2月末日（当該日が休日である場合には、休日の翌日）までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 全員が提出する書類
 - ア 本人確認書類（写真付き身分証明書等の提示により本人確認できる書類）
 - イ 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類）
 - ウ 前年度分の市区町村民税等に滞納がないことを証する書類
- (2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者が提出する書類
 - ア 東京23区で就業していた企業等の就業証明書（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主が提出する書類
 - ア 開業届出済証明書等（移住元での勤務地を確認できる書類）
 - イ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
- (4) 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類
 - ア 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
 - イ 東京23区内で就職していた企業等の就業証明書（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- (5) 第3条第2号及び第3号の要件に該当する申請者にあつては、就業先企業等の就業証明書（別記第2号様式）（雇用形態、応募日等を確認できる書類）
- (6) 第3条第4号の起業支援金の交付決定を受けている者にあつては、起業支援金交付決定通知書
- (7) 第3条第5号の要件に該当する申請者にあつては、当該事実を確認できる書類
- (8) 第3条第6号の2人以上の世帯の申請の場合は、移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）
(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による提出があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかにU I Jターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該提出を行った者に通知するものとする。ただし、審査の結果移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由により当該年度における移住支援金を交付しない場合には、U I Jターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が移住支援金の交付を請求しようとするときは、U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付請求書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第8条 町長は、U I J ターンによる起業・就業者等創出事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める移住支援金の額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 移住支援金の全額

ア 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたとき。

イ 移住支援金の申請日から3年未満に転出をしたとき。

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。

エ 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

(2) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出をした場合 移住支援金の半額

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日鋸南町告示第25号）

この告示は、公布の日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則（令和3年11月1日鋸南町告示第83号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の鋸南町U I J ターンによる起業・創業者等創出事業移住支援金交付要綱の規定は、令和3年11月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者について

は、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日鋸南町告示第95号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第4条第2項及び第3項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月31日鋸南町告示第37号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の鋸南町U I Jターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日鋸南町告示第79号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の鋸南町U I Jターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日鋸南町告示第29号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の鋸南町U I Jターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。